

追加 4-14 法人税

1 法人税の概要

— 略 —

▼法人税の税率

	資本金	所得金額	税率
普通法人 (株式会社)	1 億円超	—	25.5% ^{※1}
	1 億円以下	年 800 万円以下の部分	15% ^{※2}
		年 800 万円超の部分	25.5% ^{※1}

※1 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税は廃止。

※2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について 15%の引き下げが行われる。なお、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税は廃止。

3 損金

(1) 交際費

交際費は冗費（無駄な費用）といわれますので、原則として損金不算入と覚えてください。例外的に損金算入できるケースを 3 つご紹介します。

例外 1 1 人あたり 5,000 円以下の一定の飲食費

例外 2 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用（いわゆる社内接待費は除く）の額の 50%を損金の額に算入することができる。（平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について適用される）

例外 3 期末資本金額 1 億円以下の中小法人は、年 800 万円までの交際費を全額損金に算入できます。（平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について適用される）

なお、中小法人については、**例外 1**と**例外 2**を選択して適用することになります。

(4) 減価償却費（取得資産を事業に供することが必要）

— 略 —

②減価償却を要しないケース

▼取得価額が少額な場合の課税処理

表下

※2 平成28年3月31日までに取得する減価償却資産について適用される。

以上、赤字の個所を修正しました。